

# 令和5年度長野原町低所得者の 子育て世帯への加算給付金のご案内

(児童一人あたり5万円)

- 令和5年度長野原町低所得者の子育て世帯への加算給付金 **(児童一人あたり5万円)** は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

児童一人あたり5万円  
(平成17年4月2日以降生まれ)

## 給付金の支給時期

長野原町が確認書(または申請書)を  
受理した日から1か月後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

基準日(令和5年12月1日)に長野原町に住民登録がある  
子育て世帯で、次のいずれかの給付金の対象となった世帯。

- ・令和5年度長野原町低所得世帯支援給付金(追加分)
- ・令和5年度長野原町住民税均等割のみ課税世帯への給付金※



## 支給対象となる世帯

長野原町から対象と思われる世帯に  
確認書か申請書が届きます(要返送)

詳しくは裏面へ

- ※・令和5年度長野原町低所得世帯支援給付金(追加分)は、非課税世帯に7万円の給付金。  
・令和5年度長野原町住民税均等割のみ課税世帯への給付金は、均等割課税世帯に10万円の給付金。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## 令和5年度長野原町低所得者の子育て世帯

【★】令和5年度長野原町低所得世帯支援給付金（追加分）若しくは、令和5年度長野原町住民税均等割のみ課税世帯への給付金の対象世帯かつ、  
・基準日（令和5年12月1日）に長野原町に住民登録があり、世帯の中に生計を同一にしている18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれ）がいる場合。

- 対象となる可能性のある世帯には、長野原町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、**返信してください**。



- ・【★】に該当する世帯かつ、
- ・令和5年12月1日以降に住民異動又は税の修正を届け出された場合。
- ・令和5年12月2日以降に生まれた同世帯の新生児を扶養している場合。
- ・別世帯に生計を同一にしている18歳以下の児童がいる場合。等

● 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に長野原町役場町民生活課窓口にて、直接または郵送でご提出ください。



### 注意事項

- **申請期限は令和6年5月31日です。**
- 給付金対象となる可能性のある世帯へご案内しておりますが、申請の結果、対象外となることがありますのであらかじめご了承ください。



長野原町住民税均等割のみ課税世帯への給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

長野原町役場 町民生活課 福祉係

令和5年度長野原町低所得者の子育て世帯への加算給付金 担当



0279-82-2246

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝を除く)